



平成 27 年 11 月 10 日

寒川町長 木 村 俊 雄 様

寒川町特別職報酬等審議会
会 長 金 井 恵里可

寒川町議会議長等の報酬月額及び町長等の給料月額について（答申）

平成 27 年 6 月 12 日付寒総職第 25 号をもって当審議会に対し諮問された寒川町議会議長等の報酬月額及び町長等の給料月額について慎重審議の結果、次のとおりの結論に達しましたので答申いたします。

1 寒川町議会議長等の報酬月額及び町長等の給料月額

議会議長等の職務内容及び職責、類似団体の水準並びに前回改定後の経済・社会情勢を考慮すると、報酬額を引き上げる必要があるものと判断いたします。

なお、引き上げ率については、財政指標等を鑑み議会議長等の報酬額に見る類似団体等の乖離率が望ましいと考えます。

また、町長等の職務内容及び職責、類似団体の水準並びに前回改定後の経済・社会情勢を考慮すると、改定の必要はないものと考えます。

2 審議の経過及び検討要旨

当審議会は、上記の諮問に基づき、平成 8 年の改定以来据え置かれてきた議会議長等の報酬月額（以下「報酬月額」といいます。）について、平成 21 年の改定以来据え置かれてきた町長等の給料月額（以下「給料月額」といいます。）について審議いたしました。

審議にあたっては、平成 27 年 7 月 23 日及び平成 27 年 9 月 11 日の 2 回にわたり会議を開催いたしました。

報酬月額については、平成 25 年 2 月 28 日付けで、議員活動及び職責に鑑みると現行額の適正性に疑問が残るので、今後課題として検討すべきであると答申していることから、当該役職への期待又は職責に相当するものとして決定されているものと考えますが、その期待又は職責に対する適正な額の客観的な根拠の明確化は困難なものであります。

そこで、報酬月額について類似団体の水準と比較し、さらに、人口規模及び標

準財政規模との相関関係を検証したところ、人口又は標準財政規模が大きくなるに従って報酬月額の水準が高くなる傾向がみられる中で、寒川町の水準は、類似団体より低いものであるとの結論が導かれました。

また、議会議員の報酬額の比較値を県内類似団体の平均と比較し算出する手法及び乖離率による試算を行ったところ、乖離率（資料 7－1）により報酬月額が水準に近い額となることが確認できました。

以上により、現行の報酬月額は、町の人口及び財政の規模等を考慮すると比較的低水準に位置づけられていると判断され、現状における民間の賃金動向等の経済情勢及び町を取り巻く社会情勢から引き上げるべきであると認め、報酬に見合う活動として、町民の意見を把握し、町政に反映させると共に、資質の向上を図り議会力と議員力の強化に努めることに期待し、引き上げるとの結論に至ったものです。